

定住自立圏構想の推進に向けた 総務省の取組について

原 口 ビ ジ ョ ン (抄)

～ どの地域からでも成長できる日本へ ～

総務大臣

内閣府特命担当大臣 原口一博

(地域主権推進)

1. 「緑の分権改革」推進プラン

～ 地域からの成長戦略 ～

地域の将来に安心と活力を与える成長戦略

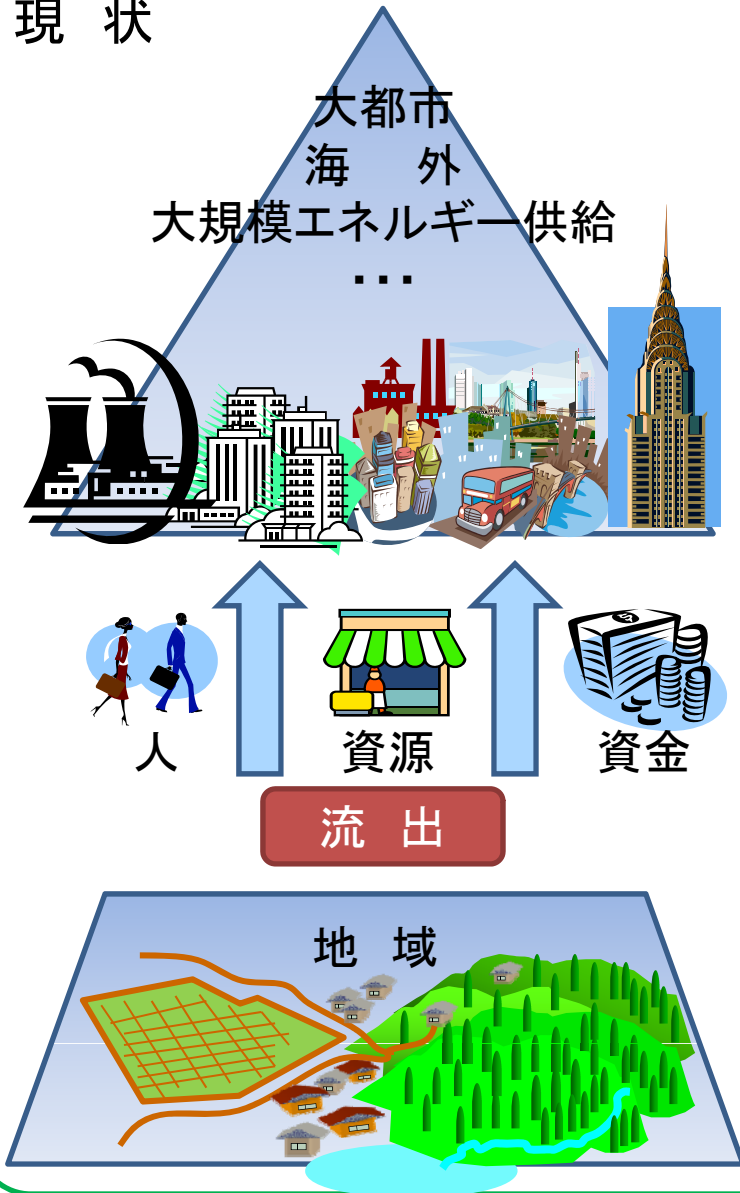
- 日本の総人口は、今後30年間で急速に減少する見込み。三大都市圏も地方圏も人口が減少する「過密無き過疎」の時代が到来。少子高齢化も急速に進行し、とりわけ地方圏の将来は極めて厳しい。
- その中において、地域主権の確立、低炭素社会への転換、地域の成長が喫緊の課題。

	1995		2005		2035
人口					
・ 全国	12,557万人	+2%	12,777万人	△13%	11,068万人
・ 三大都市圏	6,165万人	+4%	6,419万人	△8%	5,888万人
・ 地方圏	6,392万人	△1%	6,358万人	△19%	5,180万人
高齢者人口	1,826万人	+41%	2,567万人	+45%	3,725万人

「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換が必要

「緑の分権改革」の推進による地域の成長

現 状



ICT
利活用
の強化

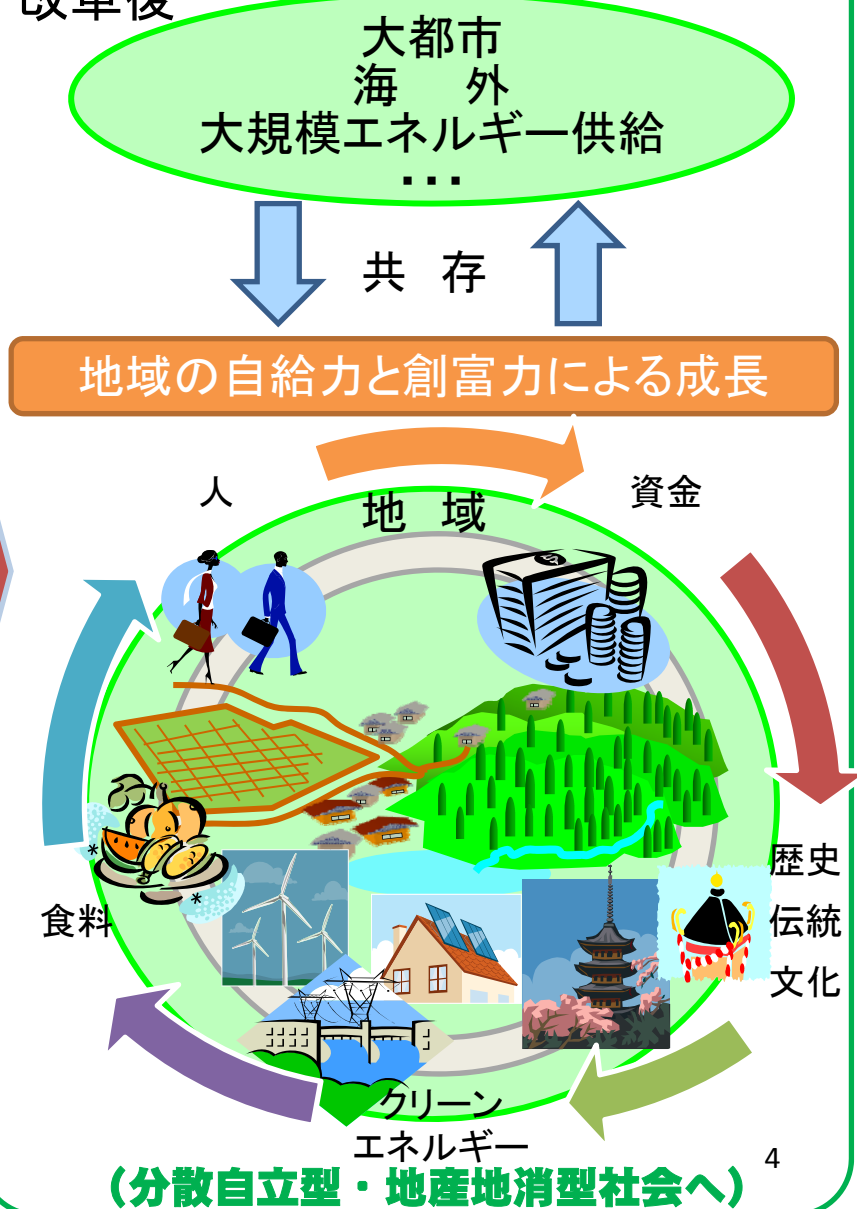
定住自立圏
構想の推進

緑の分権改革

過疎地域等の
自立・活性化

郵政改革

改革後



1. 「緑の分権改革」の推進

それぞれの地域資源(豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産、志のある資金)を最大限活用する仕組みを地方公共団体と市民、NPO等の協働・連携により創り上げ、「絆」の再生を図ることにより、「地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造」を「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」へと転換

2. 「定住自立圏構想」の推進

「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の環境、歴史、文化、食料生産などの機能で相互に役割分担し、定住の受皿を形成するとともに、「緑の分権改革」の考え方に沿って、地域の自給力と創富力を広域的に高めていく取組を支援

3. 過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援

広域的な連携がしにくい過疎地域についても、「過疎地域こそ日本の原点」との認識のもと、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生することより、地域の自給力と創富力を高めていく

1. 緑の分権改革推進本部の設置

省内横断的な推進体制の整備(平成21年12月15日)。

2. 平成21年度の取組

緑の分権改革の推進のための基礎的条件整備として、自治体からの提案をもとに、地域におけるクリーンエネルギー資源の賦存量の調査とフィージビリティ調査、固定価格買取の仕組みや住民共同出資の活用等も含めた事業化方策についての先行実証調査を全国的に展開(第2次補正予算)。

3. 平成22年度の取組

①研究会の設置

2のクリーンエネルギー資源の調査の状況、②の先行的な取組を実施する市町村による調査の状況も踏まえ、緑の分権改革を推進していくための課題・対応策等について検討。

②先行的な取組についての委託調査事業

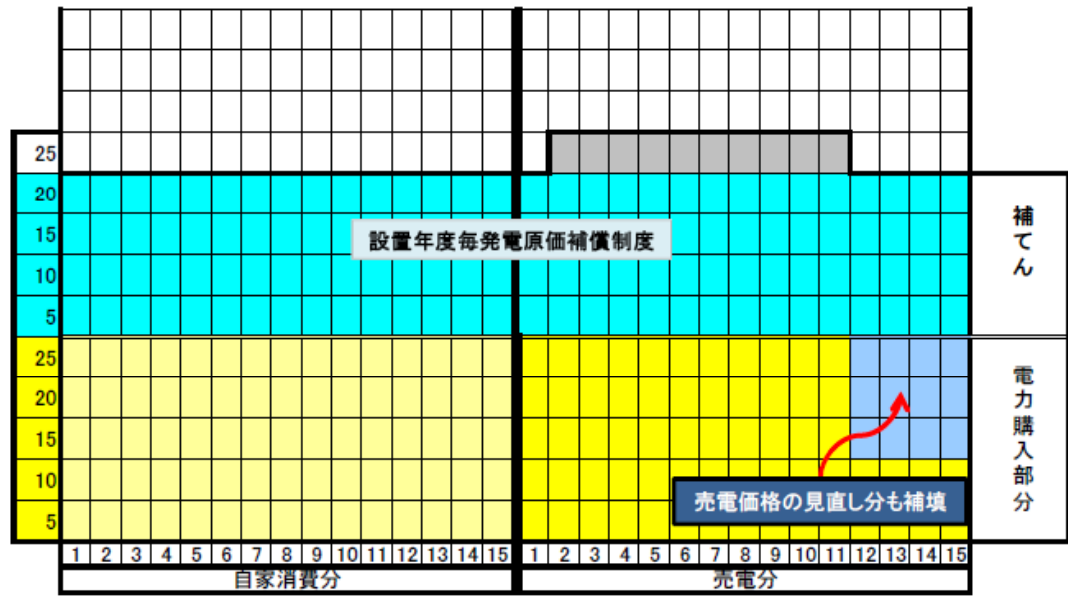
エネルギー、食料等の可能な限りの域内生産を推進するとともに、歴史文化資産はじめ地域資源を最大限活用し、地域の自給力と創富力を高める取組みを、先行的・総合的に実施する市町村を募集し、委託調査を実施。

4. 平成23年度以降の展開

平成21年度及び平成22年度における調査・研究結果、先行実施市町村の検証・提言等を広く都道府県、市町村はじめ関係者に周知するとともに、国として、広報・啓発にあわせて、規制緩和や必要な法整備などにより支援策を講じていくことにより、緑の分権改革を積極的に推進。

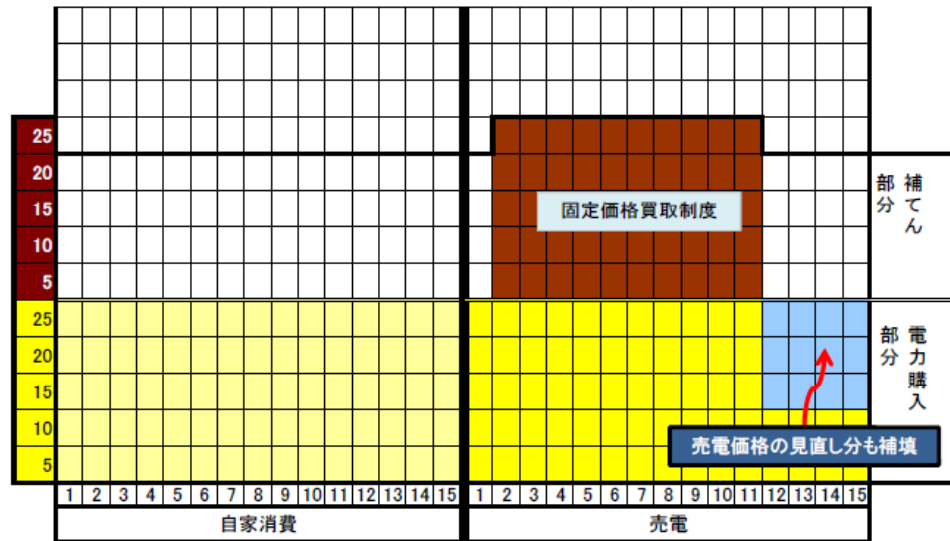
(参考) 太陽光発電設備の整備費の回収の補てん方式

東近江モデル



※水色部分の補てん部分は地域限定期間限定通貨
(商品券など)で発電事業者に支払われるものとします。

(参考) 国の固定価格買取制度



1. 基本的考え方 ～都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしく～

基礎的自治体である市町村の創意工夫により、「中心市」の都市機能、「周辺市町村」の環境、歴史、文化、食料生産などの機能、それぞれの魅力を活用して、相互に役割分担。



圏域ごとに生活機能などを確保し、地方圏における定住の受け皿を形成

2. 定住自立圏における取組例

- ・ 住民が安心して暮らせる地域の形成（医師派遣体制の構築による地域医療体制の充実等）
- ・ 個性を生かした内需主導型の地域産業創出（農商工連携による地域ブランド開発、観光資源連携による広域観光ネットワークの形成等）
- ・ 都市住民の地方圏への移住受入れ（共同での空き家バンク構築等による移住促進）

3. 関係各省の支援策

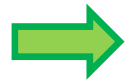
- ・ 政府は、市町村の自主的な取組に資するよう情報提供。
- ・ 関係府省が連携し、下記の支援策を実施。
 - 総務省の支援（地方交付税）
 - ・ 包括的財政措置（中心市4,000万円 周辺市町村1,000万円を基本に算定）
 - ・ 外部人材の活用に対する財政措置（1市町村あたり3年間、700万円上限）等
 - 関係各省の支援（事業の優先採択等）

（参考）平成21年12月18日現在の市町村の取組状況

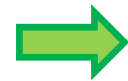
- ・ 40市が「中心市」として圏域の中核的役割を果たす旨を宣言済み。
- ・ 上記のうち、周辺市町村との協定締結等により、14の圏域で定住自立圏が形成済み。

1. 基本的考え方

- 過疎地域等は、都市部の災害防止、水源の涵養、安心・安全な食料の供給、森林による二酸化炭素の吸収など、都市部を支えている。
- 一方、人口減少、高齢化、身近な生活交通の不足、医師不足、維持が危ぶまれる集落の問題など、多くの課題が存在。



条件不利地域と都市が共生する、日本型の共生社会を実現する必要



都市部を含めた国民全体の安心・安全な生活を確保する必要

2. 取組内容

- 現行過疎法(議員立法)の失効後(平成21年度末)の対応については、地域の自給力と創富力を高める新たな取組も含め、切れ目のない過疎対策を講じつつ、抜本的な対策について検討を進める。
- 条件不利地域の自立・活性化への支援を着実に推進していく。
 - ・ 地域医療提供体制の確保
 - ・ モデルプロジェクトによる遠隔医療の推進
 - ・ デジタル・ディバイドの解消(ブロードバンド、携帯電話)
 - ・ 集落の維持・活性化対策(「集落支援員」による集落点検の促進 等)
 - ・ 都市から地方への移住・交流の促進

定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域住民の生活実態やニーズに対応し圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、地域住民の生命と暮らしを守る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組に対して財政措置を講じる。

平成22年度地方財政措置	一般行政経費（単独）	100億円程度
	地域活性化事業債	600億円の内数など
平成22年度政府予算案	地域ICT利活用広域連携事業	82億円の内数

1. 中心市及び周辺市町村の取組に関する包括的財政措置（特別交付税）

- ・中心市については、1市当たり年間4,000万円程度を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定
- ・周辺市町村については、1市町村当たり年間1,000万円を上限

2. 地域活性化事業債の充当

- ・圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当。

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・圏域外における専門性を有する人材の活用に対して、上限700万円、最大3年間の措置。

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
 - ・ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、償還利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資限度及び融資比率の引き上げ

5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
 - ・病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充
 - ・措置率0.6→0.8

6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度数の算定要素の追加

- ・辺地度数の積算に当たって中心市までの距離を算定可能

7. 情報通信技術の利活用に対する支援